

ジャン-マキシム・レベック

『脱国有化—その技法—』

Jean-Maxime Lévêque

Dénationalisations: mode d'emploi

Albin Michel, Paris, 1985.

原 輝 史

(1)

筆者は昨年夏、「早稲田商学研究基金」の資金援助を得て、約2ヶ月（1986年7月18日—9月12日）にわたりパリに滞在して、フランス経済の現状について資料調査を試みた。昨年夏のフランスでは、1982年に喧伝された企業国有化の嵐はすっかり鳴りをひそめ、むしろ国有企業民営化に関する議論が国民議会や言論界で活発に展開されており、8月には65社の国有企業民営化に関する基本法が成立するに至った。このような国有企業民営化に関する問題を理解するため、本稿では、レベック (Jean-Maxime Lévêque) の『脱国有化—その技法—』 (*Dénationalisations: mode d'emploi*, Paris, 1985) を取り上げ、その内容を検討することとしたい。本書は、シラク内閣 (Jaques Chirac) による企業民営化政策に影響を与えた研究の一つであるといわれ、本書の紹介、検討は、今後フランスで展開される民営化を理解するのに必要不可欠の予備作業といえるであろう。

ところで、本書を紹介する前に、フランスにおける国有化の歴史と国有企業の国民経済に占める比重などにつき、まず確認しておこう。

フランスにおける企業国有化の動きは、以下のような四つの時期を通じて拡大されて

第 1 表 フランス経済に占める

工業分野	総従業員数 (単位千人)	公共部門従業員数		税引後売上高 (単位10億フラン)
		(単位千人)	(%)	
固形鉱物燃料・コークス 生産	58.8	58.6	99.7	13.0
石油・天然ガス生産	40.6	15.7	38.8	335.6
発電・配電およびガス・ 水道配給	185.9	155.2	83.5	172.2
採鉱・鉄鋼一次加工	153.6	92.2	60.0	94.8
採鉱・非鉄金属半製品	61.9	41.8	67.6	61.8
建築資材生産・その他 鉱石	130.0	13.3	10.3	59.2
ガラス	56.6	16.5	29.2	23.6
基礎化学・人造および 合成繊維生産	124.3	62.2	50.0	149.7
製薬・薬品産業	174.1	31.4	18.0	125.2
製錬・金属加工	348.1	36.5	10.5	117.6
機械製作	392.9	24.3	6.2	165.4
電子・電気機器製造	548.6	212.4	38.7	243.9
自動車・地上交通機器 製造	467.3	150.5	32.2	257.0
船舶・航空機製造	143.6	76.4	53.2	77.8
繊維・衣服産業	407.1	ε	ε	127.4
皮革・製靴産業	91.5	0.0	0.0	27.2
材木・家具産業	197.6	3.4	1.7	69.4
製紙・厚紙製品	101.3	6.8	6.8	56.2
印刷・新聞・出版	152.7	S	S	72.5
ゴム・プラスチック加工	183.4	11.6	6.4	72.5
工業活動合計	4,021.1	1,012.5	25.2	2,322.0
エネルギー部門を除外し た工業活動合計	3,735.7	782.7	21.0	1,801.3

〔注〕 従業員20人以上採用企業を対象とする。

〔出典〕 Ministère du Redéploiement Industriel et du Commerce Extérieur, *Le Secteur Public*

公共部門の比重 (1983年)

公共部門売上高		輸 出 額 (単位10億 フラン)	公共部門輸出額		投 資 額 (単位10億 フラン)	公共部門投資額	
(単位10億 フラン)	(%)		(単位10億 フラン)	(%)		(単位10億 フラン)	(%)
12.7	98.2	1.0	1.0	99.8	2.6	2.6	100.0
95.8	28.5	24.2	4.5	18.5	4.2	1.2	28.8
150.8	87.6	7.2	7.2	100.0	47.1	45.3	96.2
63.2	66.7	13.1	19.4	62.3	3.9	2.7	71.0
42.6	68.9	23.6	17.5	74.0	4.6	4.1	88.8
5.4	9.1	6.6	1.4	21.5	3.4	0.3	10.3
7.4	31.2	7.2	1.6	22.3	1.2	0.5	39.6
72.2	48.2	54.5	28.4	52.1	4.2	2.1	49.2
19.8	15.8	25.6	4.5	17.4	3.5	0.9	24.3
15.4	13.1	21.8	5.3	24.4	4.2	1.0	23.3
11.5	6.9	54.6	3.3	6.0	4.8	0.5	9.7
93.6	38.4	75.4	31.4	41.6	12.1	4.6	38.1
95.8	37.3	85.8	35.9	41.9	11.1	4.7	42.2
46.1	59.2	40.3	24.4	60.7	3.1	2.2	70.0
ε	ε	28.6	ε	ε	3.9	ε	ε
0.0	0.0	5.9	0.0	0.0	0.6	0.0	0.0
1.5	2.1	10.3	0.3	2.8	2.3	0.0	1.3
5.0	8.8	10.2	1.0	10.2	2.1	0.2	8.3
S	S	4.6	S	S	2.0	S	S
5.9	8.2	19.4	1.3	1.3	2.8	0.3	10.4
745.4	32.1	537.7	188.6	35.1	123.5	73.1	59.2
486.1	27.0	505.2	175.9	34.8	69.7	24.0	34.4

Indusiriel en 1983, pp. 299-305 の諸表より作成。

第 2 表 銀行業における新分野 (1981年)

	銀 行 数	貸 出 比 率	預 金 比 率
旧 公 共 部 門 銀 行	73	20.27%	20.74%
新 公 共 部 門 銀 行*	90	13.18	9.93
共 済 ・ 協 同 組 合 系 銀 行	11	0.11	0.16
民 間 銀 行	71	1.20	0.81
外 資 系 銀 行	151	5.28	2.69
上 記 登 録 銀 行 合 計	396	40.04	34.33
共 済 金 庫 グ ル ー プ	—	18.24	22.15
預 金 金 庫, 貯 蓄 金 庫 国 庫, P. T. T. 等	—	41.72	43.52
総 合 計	—	100%	100%

〔注〕 * 国有化予定の36行とその子会社および国有企業グループの子会社銀行を含む。

〔出典〕 *Le Nouvel Economiste*, N° 303, 1981年9月21日号, p. 43.

きた。まず第1期は、第1次大戦直後の1920年に労働経済評議会 (C. E. T.) により国有化政策が提案された時期である。第2期は、兵器製造業や鉄道会社が国有化された人民戦線期 (1936—37年) であり、第3期は第2次大戦直後 (1945—46年) の時期である。そして第4期は、ミッテラン大統領下の社会党政権のもとで一連の国有化が実施された1982年である。以上のような過去半世紀をこえる国有化運動の継続的展開の結果、フランスは、西欧工業国のなかで、もっとも公共部門の比率の高い国となっている。

フランスにおける公共部門の比率は、第1表 (工業部門) および第2表 (銀行部門) から看取することができる。第1表は、20の工業部門における公共部門の比率を、従業員数、税引後売上高、輸出額および投資額について示したものである。当表の20の工業活動合計の項目をみるならば、公共部門は、従業員数の25.2%、税引後売上高の32.1%、輸出額の35.1%および投資額の59.2%を占めているのが明らかとなる。さらに第2表によれば、新旧両公共部門の銀行は、合計163行であり、これは貸出比率の約33%、預金比率の約30%を示している。この数値に、預金金庫等の政府の統制下にある金融機関の比率を加えると貸出比率の約75%、預金比率の約74%が公共銀行部門に所属することとなる。逆に純粋の民間銀行の合計は71行であり、これは貸出比率の1.2%、預金比率の0.81%を占めるにすぎない (以上フランスの企業国有化に関する表および叙述は、拙著

『フランス資本主義—成立と展開—』、日本経済評論社、1986年、第7章および終章による)。

以上のような公共部門の比率の増大に対するフランス国民の判断は、1986年の国民議会選挙における保守派の勝利となって表明され、保守派政権を組織したシラク首相のもとで、1986年8月に大規模な国有企業の民営化に関する基本法が成立することとなった。

(2)

次に著者レベックについて紹介しておこう。レベックは、1923年9月9日にパリで生まれ、リセ・ビュフォン (Lycée Buffon)、パリ大学法学部 (faculté de droit de Université de Paris) で学んだのち、行政分野のエリート校、国立行政学院 (Ecole Nationale d'Administration) を卒業している。彼の思想を理解するために注目すべきことは、1944年のパリ解放にあたり、当時21才のレベックがルクレルク (Leclerc) 將軍の部隊に参加したことであり、ゴーズムの洗礼を若き日に劇的なかたちで受けていることである。その後1960年から64年にかけて、ドゴール大統領 (Charles De Gaulle) の内閣に参加し、最初は単なる経済情報の提供者的役割を演じていたにすぎないが、少しずつ助言者的役割を演ずるようになった。彼の主要な役割は、ドゴール大統領に対して、経済状態全般について助言することであった。ドゴール大統領に対して、フランスの経済計画に「強制的性格」を与えないよう説得したことが、レベックの自由主義思想の最初の実践であった。

1964年にこの職を辞したレベックは、民間銀行「フランス商業銀行」(Crédit Commercial de France) の経営に参加し、同行の頭取を1975年から1982年にかけて13年の長期にわたりつとめている。民間銀行の経営者としてのレベックは、前任者メルラン (Jacques Merlin) とともに公共部門の不正な競争に対する戦いを組織し、フランス商業銀行の50歳をこえた従業員のうち、10%近くの人々を自発的退職に導びくことにより、経営合理化を計っている。

彼の脱国有化に対する信念は、1972年に共同綱領 (programme commun) が銀行の国有化を予告した時から形成され始めた。そして活発な広報活動などを続けていたが、1982年当銀行が国有化された時点で辞表を提出し、当銀行を去った。だが、1982年2月

15日、その株主宛に「将来近いうちに脱国有化がなされるであろう」(L'avenir sera un jour ou l'autre la dénationalisation) と書き送ったことで彼の脱国有化に対する信念の強さを知ることができる。

その後レベックは、「国際銀行家協会」(International Bankers Incorporated) や「創意と責任に関する国民連合」(Union Nationale pour l'Initiative et la Responsabilité) などを組織した。そして後者の組織を通じて、脱国有化に関するキャンペーンを展開し、1985年5月には、ここで紹介する『脱国有化—その技法—』を出版している。

1986年の国民議会選挙で、保守派が勝利をおさめると、彼の名は民営化大臣(Ministre des Privatisations) として取りざたされたが、実際には、1986年7月に、脱国有化対象企業となったクレディ・リヨネ(Crédit Lyonnais) の新頭取に任命され、本書で提案した脱国有化の技法を彼自身実行していく責務を担うこととなった(以上レベックの経歴に関する記述は、*Le Monde*, 25, juillet 1986 による)。それでは、以下本書の内容を紹介していこう。

(3)

本書の構成は、以下のとおりである。

序言

導入

第1章 何故脱国有化するか？

第2章 何を脱国有化するか？

第3章 何時脱国有化するか？

第4章 如何に脱国有化するか？

第5章 誰が脱国有化するか？

第6章 外国における脱国有化

第7章 結論

「序言」および「導入」部分でレベックが特に主張しているのは、フランスでは過去半世紀以上にわたり、企業国有化の動きがみられ、多くの経済活動が、段階的に、国家の直接的管理下におかれた結果、フランス国民は、国有企業という巨大組織に従属させ

られ、この《冷酷なモンスター》の奴隷となっていたということである。これに対して、1986年の国民議会選挙に示されたような、保守派による多数派の形成は、長期にわたる「国家管理化の継続的動き」(mouvement continuuel d'étatisation)を中断させ、国有化の動きを逆転させて脱国有化を実現する最大のチャンスなのである。過去の歴史の教えるところによれば、資本主義モデルこそが、人々に自由と繁栄とを同時に与えることができるのであり、そのためにこそ現在脱国有化が望まれるのである。これが、レベックの主張する最初の点である。

次に彼が主張しているのは、国民の資本所有への参加である。国民の資本所有への参加が、経営の効率性をたかめ、企業の経済的活力の源泉であると考えたレベックは、従業員の企業共同所有化(copropriétaires)即ち、従業員持株制度(actionnaires)の拡充をこそ期待する。現代社会においては、政治的民主主義のみならず、経済的民主主義も重要であり民主的資本主義(capitalisme démocratique)の形成のためには、20世紀末までに、2人に1人のフランス国民がフランス企業の共同所有者になるべきなのである。ところが、1982年の国有化は、従業員の持株をも国家が買上げることにより、従業員の資本所有への参加の道をとぎってしまったのである。従って、脱国有化により、国家の所有する株を広範な国民大衆へと分散させることこそが重要なのである。この発想は、第2次大戦後国有化を実施したドゴールや1973年に従業員持株制度を導入したポンピドゥー(Georges Pompidou)の考え方を継承しているものである。

最後に留意すべきは、脱国有化は現在世界の潮流となっており、フランスのみがその動きに逆行するような政策をとりつづけることは、もはや不可能なのである。本書でこれから明らかにするように、イギリス、西ドイツ、カナダなどにおいて脱国有化の動きは、着々と成果をあげており、フランスもこの国際的動きから孤立すべきではないであろう。

従って、以下本書で展開するように、すべてのフランス人に対して、大規模で、急速で、利益をもたらすような脱国有化こそがなされねばならない(dénationaliser massivement, rapidement et profitablement pour tous les Français, J.-M. Lévêque, *ibid.*, p. 26)。

(4)

第1章は、「何故脱国有化するか？」を明らかにした章である。本章では、過去半世紀以上にわたり展開されてきた国有化の流れのなかで、フランスにおける企業国有化が、以下にのべるようないくつかの欠点を示すようになった点が強調されている。

即ち、まず第1点としては、かつて国有化を正当化した理由の一つは、国家のみが国有企業に対して必要資金を提供できるという主張であったが、赤字財政下の現代フランスでは、赤字を蓄積しつつある国有企業（ルノー公団 Régie Renault, フランス石炭公社 Charbonnages de France, フランス国有鉄道 S. N. C. F., パリ市交通公団 R. A. T. P. 等）に対し、国家が直接的な資金援助を与えることが不可能になったことである。大部分の国有企業は、外部資金の導入により経営を存続させてその利子支払いの負担が増加しつつある。

脱国有化が正当化されるべき第2の理由は、国有企業の経営方式がその欠点を露呈しはじめたことである。私企業の経営は、取締役会や株主総会の審議、決定を通じてコントロールされ、証券取引所の株価の変動を通じて、投資家の監視を受ける。ところが、国有企業の場合は、株主は国家のみであり、株主総会は、国家を代表する官僚たちの小サークル、閉鎖的なサークルの人々により構成されているにすぎない。年次報告書は作成、公表されるが通常遅延して発行されており、企業経営の健康状態を逐次コントロールしていくシステムが国有化によって破壊されてしまったのである。

第3の理由は、フランスで第2次大戦以降実施されている経済計画の役割が低下しつつあることと関係する。本来国有企業は、経済計画の諸目標を達成するための一手段として、経済計画を補完する役割を担うものと考えられていた。ところが、1982年の大規模な企業国有化後においては、経済計画の積極的意義が見い出されていないのである。

次に、国有企業の矛盾した目標の存在が脱国有化を正当化する第4の理由である。国有企業の経営者には、私企業経営者と同様に利潤の追求が要求されているが、公益上の理由から収益性原則以外の企業行動をとることを政府から要請される場合もあり、このような経済的論理と政治的論理の国有企業内における並存状態が、経営をいたずらに混乱させているのである。

第5番目の理由は、1980代に新たに出現した、公共部門民主化法 (loi de démocrati-

sation du secteur public) が欺瞞的性格を持っていることである。この法律の本来の趣旨は、国有企業の取締役会に、公務員、政府任命者および従業員の代表を参加させ国有企業経営の民主化を意図したものであった。だが現実には、政府の命令に忠実な代表取締役が決定権を持っており、取締役会は決定を追認するための場にすぎない。また従業員代表参加については、この制度から利益をえたのは、政治化した組合のみであり、これらの組合は、取締役会への参加を通じ、他の従業員グループに対する圧力団体となっている。

現在、脱国有化が求められている理由としては、以上の5点があげられるが、次に国有化された銀行部門と工業部門における欠点をみておこう。まず銀行部門についてみるならば、本来銀行は、より有利な利率をうることのできる企業に融資する。ところが現在多くの国有企業は赤字を累積しており、国有銀行は自己の融資判断でなく、政府の指示によりこれらの赤字企業への融資を余儀なくされている。このことは、優良企業への融資からえる利潤を収益原則を無視して、赤字国有企業へと融資していることを示しており、このような方式が近い将来破綻することは明らかである。また国有化によって、銀行業に対する規制が複雑化する一方、従業員のモチベーションが退化しており（賃金の固定化・平等化政策等により）、さらにまた銀行業の官僚化が進み、国際的な金融動向に対するフランスの対応の遅れを生みだしている。

工業部門の国有化の欠点は、銀行部門ほど明瞭にはあらわれない。1982年以前にすでに国有化されていた企業の多くが赤字を累積しているのに対し、1982年に国有化された企業は、製鉄業を除き、総じて良好な業績をあげている。例えば化学工業のペシネイ＝ユジューヌ＝キュールマン社（Péchiney＝Ugine＝Kuhlmann）の損益は、1979年（＋9億9,100万フラン）、1980年（＋6億7,000万フラン）、1981年（－25億600万フラン）、1982年（－46億フラン）1983年（＋4億6,300万フラン）、1984年（＋5億フラン）と推移しており、国有化後の経営はむしろ向上してきている。当社の経営業績の改善は、(1)赤字部門の切り捨てによる P. U. K. 社の再編、(2)ロンドン市場のアルミニウム価格の上昇および(3)フランス電力公社（E. D. F.）の電力料金割引などにより発生したものであり、国有化による成果ではない。むしろ逆説的ではあるが、国家財政赤字の折に、これらの優良企業の株式を国民に売却し、巨額の資金を獲得することこそが、政府の使命なのである。

以上みてきた理由から、脱国有化こそが現在最も望まれるというのが、第1章での、レベックの主張である。

(5)

「何を脱国有化するか？」を議論した第2章は、脱国有化の対象産業を明確にしようとした章である。

まず最初に銀行業の脱国有化については、1945年に国有化された大銀行 (Banque Nationale de Paris, Crédit Lyonnais, Société Générale) のほか、1982年に国有化された36銀行および2大金融会社 (Paribas, Suez) が一斉に脱国有化されるべきである。というのは、もし旧三大国有銀行が、脱国有化のリストからはずされるならば、それらの銀行は、高い利子率を維持したまま、フランス金融市場を支配し、既得の権益を維持するため政府に働きかけを行うので、銀行業界に自由競争に基づく効率的経営が定着しないからである。さらに全銀行の脱国有化のため、以下の三つの準備作業が必要である。まず第1には、国有銀行グループの系列関係を整理することであり、第2には、とりわけ1982年に国有化された銀行の場合、国有化以前の私企業時代の株主が、その地位を回復し、旧来の株主構造が再建されなければならない。そして第3には、脱国有化がなされた時点で当該企業の再編成が必要とされる。さらに、国民に対する株式の売却が考慮されることが必要となろう。

機関投資家としての重要な地位を占める保険会社が国有化されているのは、西欧工業国のなかでフランスが唯一の例である。保険業への国家の介入それ自体が不当なものであり、保険会社が安全性や収益性よりも、政治的配慮により投資を行なわざるをえないような環境は、排除されるべきである。本来保険会社の唯一の配慮は、その顧客に対し、顧客保護の目的のため、保険会社の投資を可能な限り厳しく管理する点に存するからである。従って保険会社の脱国有化は、工業企業の脱国有化に先だって、可能な限り速やかになされなければならない。

国家がその株式を完全に取得している工業企業については、1982年に新規に国有化された工業企業がすべて脱国有化の対象とされるべきである。新規に国有化された工業企業の業績は、現在のところ極端な悪化を示していないので、企業経営が健全な状態のうち、これらの企業は一刻も早く脱国有化されるべきである。これに対して、第2次大

戦直後に国有化されたルノー公団や1982年に国有化された製鉄企業の脱国有化は困難である。経営赤字を累積しているこれらの企業は、まず再建計画を作成し、再建が達成されたのちに、脱国有化が可能となるであろう。マスコミ・広告部門(SOFIRAD, Havas)の脱国有化は即座になされるべきのみならず、当部門への私企業の自由参加をも認めるべきである。その他の公益上の国家独占企業(電気通信、フランス電力公社 E. D. F., フランス・ガス公社 G. D. F. および輸送企業等々)は、例外的なものとして、国有企業として経営され続けるべきである。これらの企業の国有化は、多くのフランス人により当然なものともみなされており、また国有企業としての弊害も少ない。

次に国家がその株式を部分的に所有している工業企業(Elf-Aquitaine, Roussel-Uclaf, Matra, Dassault など)の国家所有株式はすべて、市場に放出されるべきであろう。

以上のような脱国有化対象企業の資産の評価はレベックによれば次のとおりである。

第3表 1983年12月31日における脱国有化対象企業の資産評価

(単位1億フラン)

	政府評価	レベック評価
銀行		
1945年国有化3大銀行	150	270~370
1982年国有化銀行	82	80~180
金融会社	88	180~250
保険会社	10	120~170
1982年国有化工業企業	178	200~300
上場諸企業への資本参加	240	210~230
その他	30	
合 計	778	1,060~1,500

〔出典〕 J.-M. Lévêque, *ibid.* pp. 66-67 より作成。

(6)

第3章は、「何時脱国有化するか？」について論じたものである。フランスの脱国有化は、イギリスのテレコム社(British Telecom)の脱国有化の場合のように時間をかけて行なうべきでなく、過去半世紀をこえる国有化の歴史のあと、国内世論が脱国有化に好意的である現在においてこそ、できるだけ急速になされるべきである。

そのための手順としては、まず議会で脱国有化に関する臨時法が可決されるべきであり、この法が成立次第、政府が脱国有化対象企業の新経営者を任命することが望ましい。これらの新経営者が、政府と協力して、脱国有化法成立後の具体的な準備を行ない、脱国有化に備えるべきなのである。

脱国有化は、具体的には次の 4 段階をへて、達成されなくてはならない。即ち(1)1945 年国有化の 3 大銀行、(2)1982 年国有化の諸銀行・金融会社、(3)保険会社、(4)1982 年国有化の工業企業の順である。この 4 段階をへて脱国有化が実現されたのちに、上場企業の国家持株の私有化が脱国有化の最終段階として行なわれることになる。これらの第 1 段階から第 4 段階までは、各段階に一ヶ月の時間をかけるだけで十分であり、これらすべてのプロセスは 4 ヶ月で完了可能である。

従って脱国有化の具体的スケジュールは、1986 年夏までに脱国有化法の成立、9 月—11 月に脱国有化のキャンペーンと P. R.、12 月から 1987 年 3 月にかけて、国有企業の株式の売却による脱国有化作業の実現の順に行なわれるべきであろう。

(7)

第 4 章は、「如何に脱国有化するか？」を検討しており、本章では、脱国有化の具体的技法が提案されている。ここで注目すべきことは、脱国有化は国有企業株の国民大衆に対する売却を通じてなされるべきだと強調されていることである。フランスの脱国有化は、「人民資本主義とも言うべきこの方向で」(*cette voie du capitalisme populaire*, J.-M. Lévêque, *ibid.*, p. 81) なされるべきだと主張するレベックは、以下の 2 点を強調し、「人民資本主義」の発展を展望している。即ち、脱国有化計画の原則は、まず第 1 に、株主の購入希望者に 2 年以内に購入を可能とするような手段を与え、少額の自己資金しか持たない購入希望者にも購入の道をひらくことである。第 2 には、株式を売却するにあたり、少額購入者に優先権を与え、これらの少額購入者が、脱国有化の受益者となるように配慮することである。このような原則のもとで、国有企業の放出する株式の購入者、株式購入資金の支払方法および株式の譲渡手続について、以下に述べるような具体的提案がなされている。

まず株式の購入者については、脱国有化企業の株式の 50% がフランスの一般大衆 (*grand public*) に売却されるべきである。購入者の第 1 カテゴリーは、国有化以前の旧

株主である。1982年に国有化された企業の旧株主は、国有化以前に所有していたと等価の株式を即座に現金で取得すべきであり、その株価は他の購入者への販売価格と同一であるべきだが、時期的には、他の購入者への販売に先立って旧株主への売却がなされるべきである。購入者の第2カテゴリーは、脱国有化企業の従業員および退職者であり、彼らには割引価格で株式を取得することが許される。これら従業員に配分される株式は全体の株式の3—8%程度となるはずであり、これは1973年の「従業員株主政策」(politique d'actionariat des salariés)の延長線上で展開されることになる。第3には、フランス国外居住の外国人も、脱国有化企業の株式の購入者となることができる。但し、彼らの取得する株式は全株式の25%以下におさえるべきであり、これにより国益の損害を未然に防止することができる。また外国の銀行や金融機関も上記25%以内で、脱国有化企業の株式を、外国人個人に先立って購入することができよう。第4のカテゴリーとして、機関投資家が存在し、彼らは放出される株式の25—30%の取得を許される。

株式購入費用の支払方法は、以下のようになされるべきである。大規模な脱国有化により放出される巨額の株式が証券市場において買手をみだすためには、政府自らが将来の買手のために何らかの便宜をはかるべきであり、その最善のものは株式購入価格の支払猶予制度である。即ち、脱国有化企業の株式の購入費用の支払いは、購入時点に購入価格の40%、1年後に30%、2年後に30%の割合でなされるべきである。このような猶予制度は、株式自体に付随したものであり、上述の全カテゴリーの購入者に適用される。

株式の譲渡手続に関する諸規定の作成は、行政関係者ではなく、会計士、銀行関係者、株式仲買人などの専門職グループによってなされるべきである。まず、脱国有化対象企業の資産評価は、証券取引所上場株価の価格水準を考慮して決定されるべきであり、株式を取得する将来の小株主に利益を与えるような方法で決定されることが望まれる。脱国有化対象企業の資産評価は、国際的規準 (normes internationales) でなされるべきであり、その評価額は、民間の専門機関により作成されなければならない。この評価額にもとづき、株式価格は、銀行や証券仲買人のアドバイスをえて、政府が決定すべきである。

株式の売却は、証券取引所の規則に従い、公共的販売機関で、政府の最終決定価格

(prix ferme et définitif) に従い株価変動を生ずることなしに販売される。また株式の購入数については、小株主の優先を原則とすべきであり、10,000フラン以下の購入希望は、自動的に容認されるが、巨額の購入希望に対しては、例えば5万フラン、10万フランなどの絶対額の上限を課すか、あるいは、一定額以上の購入希望は、逡減的方法で購入希望額を切り下げるか、どちらかの方法が考えられる。

第4章では以上の諸点のほか、証券の形態、証券情報、銀行・証券仲買人の販売幹事役の選定、販売キャンペーン、販売機関への報酬が議論されている。そして、本章の最後では、フランス証券市場の脱国有化企業株の消化能力についての試算がなされている。既に第2章でみたようにレベックによれば、脱国有化対象企業の放出株式の総額は、1,060～1,500億フランと考えられるが、ここでは両者の中間額の1,350億フランを総額として考えることとすると、この1,350億フランの株式の売却は、既にみたように3年間で達成される予定なので、1年に450億フランの販売となる。ところでこの450億フランは、1984年のフランス証券市場の取引額の15—20%を占めており、フランス証券市場で十分に消化されうる額なのである。というのは、脱国有化のキャンペーンにより、国内フランス人や外国人が、新たに証券市場に参加することが考えられるからであり、また投資を奨励するため租税上の優遇政策により株式取得を促進させることも可能だからである。そしてまた、株式市場が軽視されている現状を改革するため、株式市場再建の諸手段がとられるべきである。以上の諸点を考慮するならば、政府放出の脱国有化企業の株式は、十分な買手をみいださうはずだというのが本章でのレベックの結論である。

(8)

「誰が脱国有化するか？」を論じた第5章は、脱国有化を推進する責任者を明確にしようとした章である。

まず「政治的責任」として検討されるのは、脱国有化企業の経営者の選任の問題である。政府は、新しい経営者を、以下の三つの基準に基づき選出すべきである。即ち、(1)工業・金融業務の実務経験を持つこと、(2)脱国有化の原則に賛成する人であること、そして(3)当該企業の中間管理職や一般従業員の信頼を勝ち取りうる人であることが重要なのである。このような条件を考えるならば、望ましいのは、脱国有化される企業の管

理者のなかから適切な人材が選出されることである。また、脱国有化を成功させるためには、大蔵省にも工業省にも支配されない独立の脱国有化大臣 (Ministre de la dénationalisation) が少なくとも2年間設置されることが必要である。

「経済的責任」については、上述のようにして任命された新経営者が、脱国有化対象企業の経済的経営的環境を整備し、脱国有化を準備するプロセスに関係する。即ち、任命された脱国有化企業の新経営者には、議会で脱国有化法が成立するまでの間に、企業組織の再編成を準備し、法律成立後の株主総会を召集し、新株主に対して、脱国有化された企業の発展プログラムを提示することが要求される。

「法律的責任」としては、以下の諸点が検討されている。脱国有化のためには、公共部門更生法の規定 (texte législatif de respiration du secteur public) が存在するが、これは公共企業の再編成のため以下のような利点をもつてであろう。この条文は、まず第1に、国有企業の経営者に、脱国有化を準備するための企業組織再編成の自由を与えることである。第2には、脱国有化されるべき企業とその数を明確に規定し、議会での討論を効率化することであり、第3には、脱国有化のための必要資金額を規定することである。

ところで、脱国有化をめぐる法律的手続きは以下の3段階を経て達成されるであろう。まず第1段階としては、公共部門民主化法の部分的停止を規定し、脱国有化対象企業の新取締役を任命することである。またこの段階には、脱国有化の準備のための再編に必要な公共部門更生法の規定の作成も含まれる。第2段階は、脱国有化法 (loi de dénationalisation) の議会での採決時点以降を対象とする。脱国有化企業は、取締役会のメンバーとその代表者を決定する。これらの人々が、実際に脱国有化の作業を進める担当者であり、民間への株式の譲渡や、最初の株主総会の召集を行なう。第3段階は、第1回の株主総会以降の時期であるが、この時期になると、脱国有化企業は、本来の民間私企業と同様の法律の対象となる。そして、公務員が公共企業の役員となることが禁止されるので、彼らは出身官庁に戻るべきであろう。

「法律的責任」の延長線上には、憲法修正の問題も発生してくる。1958年修正の憲法第34条は、「法律が同様に、企業国有化と公共部門の企業所有権の民間部門への移転を規定する」 (la loi fixe également les règles concernant les nationalisations d'entreprises et les transferts de propriété d'entreprises du secteur public au secteur

privé, J.-M. Lévêque, *ibid.*, p. 106) と明記しているが、この文章の前半の企業国有化を規定した部分は削除されるべきなのである。憲法の修正は、議員の提案か首相の提案か whichever の方法で問題を提起し、最終的には国民投票で決定されなければならないであろう。

(9)

第6章は、外国の脱国有化の事例が、イギリス (British Telecom, National Freight Corporation, その他), 西ドイツ (Volkswagen) およびカナダ (Canadair, De Havilland, Eldorado, Teleglobe Canada, Corporation de développement du Canada) の3国にわたって紹介されている。最後の結論の部分でレベックが強調するのは、1986年の保守派の国民議会での勝利ののちには、保守党政権は、社会党政権とは異なる政策を決然と実施すべきだということである。保守党政権と社会党政権との境界線が不分明になっている状況が克服されるべきであり、《現実的》社会主義者と《穏健な》自由主義者との協調や妥協こそが排除されなければならない。そのため大規模で急速な脱国有化こそが直ちになされねばならないといえよう。脱国有化こそが21世紀のフランス社会を開く道である。それは、大企業の経営効率を高めるのみならず、企業経営に対する政治的影響力を排除し、国家財政の好転をもたらすであろう。そしてまた脱国有化は、多くのフランス国民に対し、利益を与え、富を蓄積させ、より自由な経済活動を保証することにより野心的な社会改革を行なうことなのである。以上が、本書におけるレベックの脱国有化に関する主張の主要点である。

(10)

以上簡略ではあるが、本書の内容を紹介してきた。最後に本書の特徴または問題点でも言うべき諸点を指摘しておきたい。

まず留意すべきことは、レベックは脱国有化を通じて発展させようとするフランス資本主義像を「民衆資本主義」(capitalisme populaire) とでも言うべきものにおいてることである。広範な国民大衆の民間企業株式の取得を通じて、その株主たる国民が企業経営成果の配当を享受していくシステムこそがレベックにとって望ましいフランス国民経済の姿なのである。このような広範な国民大衆の株式取得への参加に関する記述は、

本書の各個所で見い出される。例えば、「民主的資本主義」を論じた個所や (*capitalisme démocratique*, J.-M. Lévêque, *ibid.*, p. 19) フランス資本主義が「民衆資本主義」 (*capitalisme populaire*) の路線を歩むべきだと主張した個所 (J.-M. Lévêque, *ibid.*, p. 81) などとその基本的発想を看取することができる。また株式の売却にあたり、できるだけ広範な国民の所得を可能とするため3年にわたる支払猶予制度や (J.-M. Lévêque, *ibid.*, p. 86)、大口取得者の取得上限額制限 (J.-M. Lévêque, *ibid.*, p. 90) を提案しているのは、「民衆資本主義」に対するレベックの考えが現実的な裏づけをもったものであることを示しているといえよう。

本書を一読した限りでは、脱国有化企業の生産性向上や営業成績の改善に関する記述は前面に出されておらず、むしろ「民衆資本主義」の定着こそが、自動的に企業生産性を向上させるとレベックが考えていると推測することもできよう。

レベックにとっては、企業の所有権こそが重要なのである。国有化および脱国有化は、レベックにとって「企業所有権の移転」と考えられている。即ち、レベックは次のように述べている。「国有化は、国民の経済的富に対する所有権を、市民達から奪取することにあつた。これに対して、脱国有化は国民、即ちそれを望む全市民に彼らの経済遺産の直接所有権を返還することとなるのであろう」 (*les nationalisations ont consisté à priver les citoyens d'un droit de propriété sur les richesses économiques de la nation, alors que les dénationalisations consisteront à rendre à la nation, c'est-à-dire à tous les citoyens qui le voudront, la propriété directe de leur patrimoine économique*, J.-M. Lévêque, *ibid.*, p. 74.)。この表現の背後には、国民の企業所有および経営への参加という、本来あるべき国有化方式が、現代フランスにおいて後退を遂げ、国家を中心としたいわゆるエタティザシオン路線 (*étatisation*) が国有化の名のもとに推進されてきたという現実が存在すると推測されよう。

(11)

上記の表現のなかでレベックが、脱国有化を所有参加の問題に限定している点が、本書で注目すべき第2の問題点である。レベックは、国民大衆が企業株式を取得することにより、企業の部分的所有者となり、その利潤の配当を享受すべきだと強調しているが、過去半世紀にわたる経験をもつ国民の企業経営への参加については、全く言及していな

い。レベックは、フランスの国有企業経営において実践されてきた三者管理方式についての批判を本書のなかでは展開していないが、国民各層の代表者が株式所有をこえて、企業経営に参加していくことに対しては、批判的見解をもっているのは明白である。

例えばそれは、「何故脱国有化するか？」を検討した第 1 章において、公共部門民主化法の規定が、取締役会への公務員、政府任命者および企業従業員の参加を命じ、多様なグループの代表者が企業経営に参加する道を保障しているのに対し、この取締役会は、偽善的なものであり、実質的には、政府の指名による代表者が実権を握っていることを指摘していたことから明らかである。彼はこのような取締役会を偽取締役会 (Pseudo-Conseils) (J.-M. Lévêque, *ibid.*, p. 44) とまで呼んでいる。

レベックは、企業経営は、その業界の経営ノウハウを体得した業界出身者の手に委ねるのが、もっとも望ましいものであり、経営知識を持たない官僚や従業員の代表が取締役会に参加することは、企業経営の効率性を著しく阻害するものとして禁止しなければならぬと考えているのである。

(12)

最後に問題とすべきことは、レベックの用語の問題である。現在フランスでもっとも一般的に使用されている国有企業民営化に対する呼称は、プリヴァティゼーション (privatisation) であり、新聞・TV を中心とするジャーナリズムはもとより、シラク内閣の提案により、昨年夏に成立した法律でも privatisation の用語が使われている。レベックのように dénationalisation (脱国有化) という用語を用いている人は、むしろ少数派なのである。その理由は、すでに過去半世紀の nationalisation の歴史をもつフランスでは、dénationalisation という表現は、著るしく歴史を逆流させる印象を与えるからであり、保守派のシラク内閣ですら、むしろ、より積極的なイメージをもつ privatisation を法律の名称に使用している。このような状況のなかで、あえてレベックが dénationalisation という表現を用いたのは、nationalisation に対する、彼の批判の深さを示していると考えられ、その点は十分理解できるものがある。

ただ本書において、nationalisation と étatisation とが全く同意味で使われており、また従って dénationalisation と privatisation が同様の意味で使われていることも、気になる点である。レベックは記述の中心となる表現としては nationalisation と

dénationalisation を使っているが、それらの表現にまじって、étatisation と privatisation という表現が使われているのである。nationalisation の代りに étatisation という表現が、例えば、9～10, 12, 39, 42, 71の各頁に散見する。また dénationalisation の代りに privatisation という表現が9, 72頁で使われており、この点用語のきちんとした定義がなされるべきだったといえよう。

筆者はすでに前掲拙著のなかにおいて、nationalisation とは、「一企業または企業グループの一部の所有権および管理権を国民へと移転する」ことだというボタン (Louis Baudin) の定義を明らかにし (拙著, 361頁)、「国家のみの責任とその固有の官吏による、国家直接経営」を意味する étatisation と明瞭に区別することの重要性を指摘した (拙著361—362頁参照)。このような定義に照してみるならば、レベックの両用語の混同は、分析のフレームをあいまいにするという欠点をもつといえよう。例えばレベックは、既に述べたように「国有化は、国民の経済的富に対する所有権を、市民達から奪取すること」にあり、「脱国有化は、国民、即ちそれを望む全市民に彼らの経済遺産の直接所有権を返還する」ことにあると主張しているが (J.-M. Lévêque, *ibid.*, p. 74)、これは国有化についての研究史が示している定義とは全く正反対の定義なのである。

だがこのような混乱の責任は、必ずしもレベックのみに存するとはいえないであろう。というのは、1982年の国有化が、レベックの指摘するような事態を招来しているからである。例えば、レベックが頭取をつとめていたフランス商業銀行 (C. C. F.) では、全資本の約8%が従業員の持株であり、1人当たり平均22,000フランの株式を殆んどすべての従業員が所有していたのである。ところが、1982年の国有化により、これらの株は国家によって買取られてしまった (J.-M. Lévêque, *ibid.*, p. 20)。まさに、上述のレベックの主張どおりのことがおきていたのである。

また拙著ですでに分析したように1982年の国有化は、ナショナルリザンション路線にもとづくサンディカリスト型国有化ではなく、「エタティスト型国有化とオトノミスト型国有化との折衷型」(拙著, 420頁)だったのであり、レベックの批判した点が既に現実の国有化の過程でその萌芽をみせていたのである。

従業員株主制度という一定の範囲内での国民の企業への参加を容認していこうとするドゴール、ポンピドゥーの思想的伝統と世界各国で現在展開されている新自由主義の潮流とが、レベックをして本書を執筆させるにいたったと考えることもできよう。

[付記] 本稿は、1986年度「早稲田商学研究基金」による海外資料調査の成果の一部である。パリでの資料調査にあたり、ジェトロ・パリ・センター次長加戸宏司氏および所員諸氏のご協力をいただいた。記して謝意を表す。なお、当資料調査の他の成果は「フランス経営史研究の動向—最近10年間を中心に—」（『経営史学』Vol. 22, No. 1, 1986年, 4月）として発表されたので、併せてご一読を賜われば幸甚である。